

○喜多方市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 18 年 1 月 4 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 市が設置する公の施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)に係る指定管理者(法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(募集の公告)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、その権限に属する公の施設の管理を法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に行わせようとするときは、市長等の定めるところにより次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置
- (2) 管理を行わせようとする期間
- (3) 次条の規定による申請を受け付ける期間
- (4) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

(指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、申請書に事業計画書その他の市長等が定める書類を添えて、前条第 3 号に規定する期間内に市長等に申請しなければならない。

(指定)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が定める基準

(候補団体の選定の特例)

第 5 条 市長等は、第 3 条の規定による申請がなかった場合又は前条各号のいずれにも該当する法人等がない場合その他市長等が特に必要と認める場合は、前 3 条の規定による

手続によらず、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人等を、指定管理者の候補団体として選定することができる。

- 2 前項の場合において、市長等は、選定しようとする法人等と事業計画等についてあらかじめ協議するものとする。

(協定の締結)

第 6 条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理の業務に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 個人情報等の管理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

(事業報告書の記載事項等)

第 7 条 法第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

- 2 指定管理者は、毎年度 5 月 31 日(市長等が必要と認める場合にあつては、その日前において市長等が定める日)までに、前年度の事業に係る前項の事業報告書を市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたとき又は年度末を含む期間の業務の停止命令を受けたときは、その処分の日から起算して 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の前項各号に掲げる事項を記載した事業の報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 8 条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 4 章第 1 節の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事する者は、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を

取り消され、又は業務に従事する者の職務を退いた後においても、同様とする。

(変更の届出等)

第 9 条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその事実を証する書面を添えて、その旨を市長等に届け出なければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は代表者
- (2) 定款その他の基本約款に定める事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

2 指定管理者は、第 3 条の事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長等の承認を受けなければならない。

(平 20 条例 38・一部改正)

(指定等の公告)

第 10 条 市長等は、第 4 条の規定により指定管理者を指定したとき、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は前条第 1 項の規定による届出(同項第 1 号に掲げる事項に係るものに限る。)があったときは、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、旧喜多方市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年喜多方市条例第 1 号)、旧熱塩加納村公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 16 年熱塩加納村条例第 8 号)、旧塩川町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 17 年塩川町条例第 4 号)、旧山都町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 17 年山都町条例第 8 号)又は旧高郷村公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 16 年高郷村条例第 24 号)の規定によりされた指定管理者の指定、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 11 月 21 日条例第 38 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。